

## 船舶事故調査報告書

平成23年7月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（漁具）
発生日時	平成22年11月24日（水） 11時00分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町安房港南南東方沖 安房港沖北防波堤東灯台から真方位171° 6.1海里付近 （概位 北緯30° 13.2′ 東経130° 40.2′）
事故調査の経過	平成23年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 旅客船 ふじ、19トン 243-16052東京、日東商船株式会社 11.98m (Lr) × 4.40m × 1.80m、FRP ディーゼル機関、569.56kW、昭和61年3月 B 漁船 なつき丸、6.6トン KG2-2140（漁船登録番号）、個人所有 12.04m (Lr) × 3.24m × 1.31m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成4年3月10日 C 漁船 なつき丸、4.8トン KG3-29632（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年6月14日 免許証交付日 平成22年3月2日 （平成28年2月8日まで有効） 甲板員A 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月16日 免許証交付日 平成21年11月10日 （平成26年11月10日まで有効） B 船長B 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月15日 免許証交付日 平成20年7月17日 （平成26年7月5日まで有効）
死傷者等	なし

損傷	<p>A なし（プロペラに絡網）</p> <p>B 漁網損傷</p>	
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、安房港の南南東方沖を約8ノットの速力で手動操舵により北東進中、船橋当直についていた甲板員Aが、船首方に2隻の漁船（B船及びC船）が操業しているのを視認した。</p> <p>甲板員Aは、手前にいるC船が西方に向けて漁網を引いていたので、C船の船首方を通過しようとして左転して北進中、平成22年11月24日11時00分ごろ、A船がC船の北方にいたB船の後方の漁網と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、とび魚漁の流し網を東西方向に展開し、C船（乗組員1人）に補助させて操業していた。</p> <p>B船及びC船は、漁網の両端に取り付けたロープをそれぞれ取り、潮流に沿って漁網を引きながら北進中、船長Bが、南方から接近するA船に気付いた。</p> <p>船長Bは、A船が漁網の外側を通過できるように漁網を絞り込むこととし、B船が漁網の西端のロープを東方に向けて引き、C船が漁網の東端のロープを西方に向けて引いて漁網を絞り込み、B船の乗組員が、A船に対して旗竿を振りながら注意を喚起した。</p> <p>B船とC船は、それぞれ漁網を引きながら両船が交差した頃、A船がB船の後方の漁網に衝突した。</p> <p>B船は、A船がプロペラに漁網を絡ませて航行できなくなったので、安房港までえい航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約4～5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5～2m</p>	
その他の事項	<p>B船の漁網は、長さ約300m、深さ約7～17mの流し網であり、網の片側（上側）には、約10cm間隔で浮子を取り付けられて海面上に浮き、両側端にオレンジ色の浮きと旗竿を付け、両側端に長さ約600mのロープが取り付けられ、B船及びC船がそれぞれのロープを取っていた。</p> <p>船長A及び甲板員Aは、B船及びC船が操業していた網の状況などを知らなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、屋久島南南東方沖において北東進中、船橋当直中の甲板員Aが、B船及びC船が操業しているのを視認し、手前にいたC船が西進しながら漁網を引いていたので、左転してC船の船首方を通過した際、B船が引いていた漁網に気付かなかったことから、B船の後方の漁網に向けて航行し、同漁網と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船の乗組員は、B船及びC船の操業形態等を知らなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が漁網に接近していることに気づき、A船に漁網の外側を通過させようとし、B</p>

		船及びC船により漁網の両側端を引いて漁網を絞り込んでいたものと考えられる。
原因	<p>本事故は、A船が、屋久島南南東方沖において北東進中、船橋当直中の甲板員Aが、B船及びC船が操業しているのを視認し、手前にいたC船が西進しながら漁網を引いていたので、左転してC船の船首方を通過した際、B船が引いていた漁網に気付かなかったため、B船の後方の漁網に向けて航行し、A船とB船の漁網とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業中の漁船の操業方法を知らない場合には、できる限り漁船から離れて航行すること。</li> </ul>	